

平成 25 年度

第 1 回

南あわじ市保育所のあり方検討委員会
(平成 25 年 7 月 18 日資料)

健康福祉部福祉課

目 次

1	～はじめに～	2
2	現状と利用状況	3
3	保育所(園)の主な概要	8
4	広域入所の手続き	10
5	保育料	10
6	公立保育所の職員数	11
	参考資料	12

1 ~はじめに~

昭和時代の高度経済成長期が終わり、平成時代に入り長期経済低迷期の一時的な景気回復の兆しはあったものの、企業経営の重点効率化によるアウトソーシングと人員削減、企業の世界戦略に向けた経営統合とグローバル化などにより雇用氷河期が続いたことによる所得格差が続いたことで、家庭収入の低下や継続雇用の不安定化を増しています。

この景気低迷は、少子化を進行させる要因でもあり、「家庭経済の安定をはかれない」、「市内の安定した就業場所に就けない」、「個人収入が減少する」、「子どもの養育に専念できない」などから、晩婚化による婚姻件数の低化、共働きによる出生数の減少から人口減少が続いていることも事実であります。

また、三世代家族から核家族化が進み、子育てに何らかの変化がでてきています。今日の保護者の養育能力は共働きなどにより、0～5歳児が保育所に通所しているものの、子どもは、両親・祖父母が同居世帯による世代間養育で見守られてきた時代から両親のみの養育（核家族的養育）へと変化したことで、祖父母からの継承養育を受けにくい状況や共働きによる子どもへの養育時間の激減により、子どもの発育に警鐘を鳴らさざるを得ない状況となっております。

このように、少子化の進行の中で保育所入所児童数は減少していますが、パート勤務等女性の就労増加等による保育に欠ける児童数の増加や低年齢児の入所数が増加して、入所の低年齢化が進んでいます。また、地域や家庭における養育能力の低下や保護者の考え方、あるいは価値観の変化により子どもへの関わり方を考えさせられます。

委員会は、条例第2条で示している「保育所の運営のあり方」、「保育所の保育サービスのあり方」などについて、前述した「子どもの人口減少」、「核家族化と共働きによる家庭環境の変化」、「子育てに対する不安」などの問題が、社会の変動に伴い、保育施設の整備や子育て支援の充実など多様なニーズに対応するため、国の施策の動向に注目をしながら、今日の社会が求める保育形態や保育所の統廃合、民間移管も含めた保育所の将来を見据えながら検討していただき、市長に意見として述べていただきたいと思います。

今回の資料は、保育所(園)の現状と利用状況を示しております。

2 現状と利用状況

南あわじ市内の児童福祉法第35条の規定に基づく認可保育所17施設（以下「保育所(園)」という。）は、家族（父母や祖父母など）が働いていたり、病気だったり、病人の看護にあたっているなどいろいろな事情のよって、子どもの面倒をみることができない状況にあるときに、保護者の委託を受けて0～5歳の子どもを保育する通所型の児童福祉施設です。したがって、幼稚園とは、その目的が異なっています。

保育は保育指針に基づき、各保育所(園)の保育理念や目標を掲げ子どもの健康と安全安心を確保しつつ、子どもの一日の生活や発達過程を組織的及び計画的に保育計画を作成し、保護者の状況や地域の実情等を踏まえて保育サービスを実施しているところです。

児童数の推移

子どもの人口は、平成17年1月11日の市誕生以降も少子化の動きは、歯止めの効かない状況であり、核家族化が進み世帯数は増加しているものの子どもの人口は、平成25年4月1日の0～5歳児は2,262人で、平成17年4月1日0～5歳児2,582人と比較して、12.4%減少しており、将来の人口フレームにおいても、一部地域では現状を維持するものの市全体として減少傾向であります。

表1 児童の推移(0～5歳児)

年度 年齢	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
0歳	391	390	377	387	367	364	370	376	331	371	365	363	365
1歳	415	408	406	386	387	373	367	387	395	373	376	370	368
2歳	450	423	413	411	390	391	375	371	387	386	378	381	375
3歳	427	451	416	416	418	392	398	379	373	392	386	379	381
4歳	441	437	456	420	421	412	392	401	375	373	394	388	381
5歳	458	441	444	461	423	421	417	397	401	383	373	393	389
計	2,582	2,550	2,512	2,481	2,406	2,353	2,319	2,311	2,262	2,278	2,272	2,274	2,259

注意1 各年4月1日現在

2 平成26年度以降は推定

核家族化の進行

国勢調査によると、市の総人口は減少を続けているものの、逆に世帯数は増加しています。昭和60年と平成22年を比較すると、総人口は7,856人減少しているものの、世帯数は1,491世帯増加しており、平均世帯人員では0.8人減少しています。このことは、単身世帯の増加や核家族化が一層進んでいることを示しています。

表2 世帯数等の推移

年度 項目	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数	15,490	16,017	16,716	17,140	17,044	16,981
総人口	57,690	57,526	56,664	54,979	52,283	49,834
平均世帯人員	3.72	3.59	3.39	3.21	3.07	2.93

注意：国勢調査資料から

保育所(園)の園児の入所人数及び利用人数

平成25年度の認可保育所は、南あわじ市立保育所(以下「公立保育所」という。)が13施設と社会福祉法人が経営している保育所(以下「私立保育園」という。)が4施設あります。親の就労等により「0～5歳児の保育に欠けるこども」は、1,300人余りの園児を預かり運営しています。特に3歳未満の子どもの入所数が年々増加しており、情勢の社会進出の増加及び低迷する経済事情の影響により家庭所得の減少から共働き人口の増加へと繋がっていると予測されます。

しかしながら、市発足後の現在も一部地域を除き公立保育所及び私立保育園の定員(定員平成25年度全体1,455人)割れが続いており、子どもの人口減少が保育運営に大きく影響を及ぼしています。

保育所(園)は、現在、おおむね学校区単位毎に設置されており、5歳園児が卒園すると近くにある小学校へと就学しておりますが、地域によっては0～5歳児人口の減少が大きいところがあり、特に灘、沼島では顕著で保育所の小規模施設定員20人に達することが不可能になってきています。

その反面、勤務地へ通ずる主要幹線道路沿いに位置している保育所の入所数は多く、運営は安定しており、広田、八木、市、神代の公立保育所は、数年にわたり入所人数もほぼ一定で、最近では住宅の建設も進み、将来の0～5歳児人口も大きく減少が少ない傾向となっております。

保育サービスにおいて公立保育所は、平日(祝祭日を除く。8時から16時)及び土曜日午前(祝祭日を除く。8時から12時)の通常保育はもちろんこと、16時から18時までの保育時間の無料延長及び市保育所の7時から8時、18時から19時の有料延長保育サービスの利用は、保護者の就労時間との関係で年々増加しています。また、一時保育では週2回程度の就労、出産、病気など緊急の場合により、家庭での一時的保育が困難な園児の利用も年々増加し、保護者は有効的な利用目的として活用されています。私立保育園においても通常保育はもちろんのこと、私立保育園としての斬新な発想の保育を展開しています。保育時間の延長、延長保育サービスなども同様に提供を行っています。

保育料の負担軽減策としては、3歳以上で義務教育修了前兄弟から数えて第2子以降の園児について保育料無料化を実施し、家庭への負担を軽減しています。また、ひとり親家庭及び障害児のある家庭への保育料負担軽減も実施しています。(表9 P11)

表3 保育所(園)園児の入所者数の推移【受託児童を含める】

単位：人

公私	施設名	定員 注1	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25 注3
公	広田保育園	150	167	152	154	166	161	160	147	162	156	148
	倭文保育園	60	54	60	63	69	54	56	58	61	64	58
	榎列保育所	90	75	83	92	96	98	84	86	80	90	88
	八木保育所	120	106	105	110	109	96	107	121	130	117	121
	市保育所	150	125	126	143	146	140	134	137	134	136	158

公	神代保育所	120	109	97	105	102	105	113	110	103	97	104
	志知保育所	45	27	20	22	30	35	30	29	26	33	42
	二宮保育所	60	57	64	55	49	50	53	55	57	47	41
	ちどり保育所	90	104	101	101	110	111	106	101	92	88	80
	賀集保育所	120	107	108	118	96	92	88	93	94	103	103
	北阿万保育所	90	85	92	85	78	82	80	91	79	81	66
	阿万保育所	90	78	77	86	96	98	92	92	96	93	79
	灘保育所	30	20	17	16	14	13	10	6	5	0	5
	小 計	1,215	1,114	1,102	1,150	1,161	1,135	1,113	1,126	1,119	1,105	1,093
私	福良保育園	50	71	85	80	77	59	58	57	59	53	57
	ぬしま保育園	20	18	16	11	11	13	8	4	3	4	5
	松帆南保育園	120	146	143	152	142	130	131	126	137	132	114
	松帆北保育園	40	66	69	64	59	57	53	45	42	43	48
	小 計	230	301	313	307	289	259	250	232	241	232	224
合 計	1,455	1,415	1,415	1,457	1,450	1,394	1,363	1,358	1360	1,337	1,317	

注意 1. 平成 25 年度保育所(園)定員。

2. 入所人数は、各年度末(3月31日現在)を示す。

3. 平成 25 年度は 4 月 1 日現在の入所人数。

表 4 一時保育利用実績

	保育所	利用人数(人)	延べ利用日数(日)
平成22年度	ちどり	8	462
	志知	28	1,343
平成23年度	ちどり	11	348
	志知	34	1,127
平成24年度	ちどり	11	522
	志知	32	1,700

表 5 延長保育利用実績(市保育所)

	利用人数(人)
平成22年度	39
平成23年度	36
平成24年度	32

表 6 南あわじ市内 認可外保育施設

	施設名称	定員
1	翠鳳第一病院保育室	20人
2	すくすく保育園	24人
3	中林病院託児所	22人
4	平成保育所	25人
5	翁寿園内保育所	7人
6	南淡路病院託児所	15人
	計	113人

施設の規模等

市内保育所の施設規模は、表7となっています。保育所の建築年数は、25年以上経過している施設が多く、最近建て替えた保育園以外の保育所では0～2歳児の入所を少人数での算定し、規模を小さく設計しているため、乳児室、保育室の室数が足りない状況となっており、5歳児クラスが遊戯室での保育となっている施設が多くなってきています。今後は、保育室が不足している施設は、増築等の整備計画の検討が必要となってきます。

表7 市内保育所(園)施設規模

施設名	定員 注1	建築 年月	建築 年度	敷地面積	建築延べ 面積	構造	保育 室数	乳児 室	ほふく 室	
公	広田保育園	150	S58.3	S57	4,037.88 m ²	949.300 m ²	RC1階平屋建	6室	2室	(1室)
	倭文保育園	60	S56.3	S55	2,464.33 m ²	471.360 m ²	RC1階平屋建	3室	1室	(1室)
	榎列保育所	90	S61.3	S60	1,581.56 m ²	573.020 m ²	RC2階平屋建	3室	1室	(1室)
	八木保育所	120	H1.3	H1	2,154.95 m ²	725.780 m ²	RC1階平屋建	3室	1室	(1室)
	市保育所	150	H5.3	H4	2,389.72 m ²	854.570 m ²	RC1階平屋建	5室	1室	1室
	神代保育所	120	S63.2	S62	2,608.72 m ²	713.000 m ²	RC1階平屋建	4室	1室	(1室)
	志知保育所	45	S62.1	S61	1,110.42 m ²	394.130 m ²	RC2階平屋建	2室	1室	(1室)
	二宮保育所	60	S54.3	S53	1,939.52 m ²	424.340 m ²	SRC1階平屋建	2室	1室	(1室)
	ちどり保育所	90	S55.3	S54	2,345.61 m ²	1,639.280 m ²	SRC2階平屋建	7室	1室	(1室)
	賀集保育所	120	S50.3	S49	2,040.00 m ²	804.920 m ²	SRC2階平屋建	5室	1室	(1室)
	北阿万保育所	90	S56.3	S55	1,485.11 m ²	548.850 m ²	SRC2階平屋建	3室	1室	(1室)
	阿万保育所	90	S59.3	S58	2,017.77 m ²	791.330 m ²	RC2階平屋建	4室	1室	(1室)
	灘保育所	30	S63.3	S62	1,220.64 m ²	298.590 m ²	RC1階平屋建	1室	1室	
小計	1,215			27,396.23 m ²	9,188.470 m ²		48室	14室	1室	
私	福良保育園	50	S54.3	S53	1,656.53 m ²	725.602 m ²	RC2階平屋建	4室	1室	(1室)
	ぬしま保育園	20	S43.3	S42	583.66 m ²	302.110 m ²	RC2階平屋建	1室	1室	
	松帆南保育園	105	H22.2	H21	2,544.56 m ²	700.490 m ²	木造1階平屋建	5室	1室	1室
	松帆南保育園(分園)	15	H20.10	H20	495.00 m ²	62.060 m ²	RC1階平屋建		1室	1室
	松帆北保育園	40	S51.11	S51	890.31 m ²	368.520 m ²	RC2階平屋建	2室	1室	1室
	小計	230			6,170.06 m ²	2,158.78 m ²		12室	5室	3室
合計	1,445			33,566.29 m ²	11,347.25 m ²		60室	19室	4室	

注意1.平成25年4月1日現在保育所(園)定員数

また、新耐震基準(昭和56年6月1日施行)に適合していない保育所(園)で、公立保育所では倭文保育園、二宮保育所、ちどり保育所、賀集保育所及び北阿万保育所です。私立保育園では福良保育園、ぬしま保育園、松帆南保育園、松帆北保育園です。

平成24年度時点では、松帆南保育園が建て替え工事を実施し、倭文保育園、二宮保育所、ちどり保育所、賀集保育所及び北阿万保育所が耐震改修工事を終了しています。

参考 平成 17～25 年度までの市内幼稚園の入園状況は次のとおりです。

表8 市内幼稚園の入園状況

	平成17年5月	平成18年5月	平成19年5月	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月
湊	34	28	35	35	36	26	30	22	22
津井	18	23	29	38	33	33	29	25	25
丸山	8	7	14	9	15	16	12	9	4
阿那賀	15	13	18	11	12	7	8	3	7
伊加利	12	7	6	4	4	6	9	8	6
志知	25	27	29	30	26	28	24	29	33
合計	112	105	131	127	126	116	112	96	97
さゆり	0	23	0	18	17	19	17	17	17

3 保育所(園)の主な概要

1) 保育所(園)の入所できる児童【次の各要件に該当する児童】

- イ．南あわじ市に住民登録され、世帯を有する家庭の児童
- ロ．児童の保護者(両親等)が次のいずれかの事情にあり、同居の他の家族も児童を保育することができないと認められる場合
おおむね1日5時間以上かつ週4日以上、家庭で児童の保育ができないことが最低条件となります。

保育の実施を必要とする理由

- (1)【居宅外労働】 保護者等が昼間に居宅外で労働することを常態としている場合
- (2)【自営】 保護者等が昼間に居宅外で児童と離れて日常の家事以外の自営業の労働をすることを常態としている場合
- (3)【居宅内労働】 保護者等が昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている場合(自家で農業に従事する場合を含む)
- (4)【母親の出産等】 母が妊娠中であるかまたは出産後間がない場合
- (5)【疾病・障害等】 保護者等が疾病、負傷、または精神や身体に障害があるため、児童を保育できない場合
- (6)【病人の看護等】 保護者等が長期にわたり疾病や心身に障害のある同居の親族を常に介護しているため、児童を保育できない場合
- (7)【家庭の災害】 震災、風水害等、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- (8)【特例・その他】 市長が認める前各号に類する状態にある場合

2) 入所申込の時期

毎年10月期

3) 入所(園)式

毎年4月5日ごろ

4) 保育所(園)への送迎

保護者の責任で送迎。

5) 保育時間

イ．通常保育

月～金曜日	原則として午前8時00分～午後4時00分
土曜日	午前8時00分～正午

私立保育園は、各保育園で保育時間が異なります。

ロ．延長保育

(1) 午後6時までの延長保育サービス（無料）

保護者の方の就労形態の多様化や共稼ぎの増加などに対応するため、市内の市立保育所については、午後6時まで保育時間を延長しています。

利用日	月～金曜日
時間	午後6時まで（灘保育所は午後5時まで）
要件	保護者の就労や通勤に時間を要する等の理由がある方に限って利用できます。
利用方法	保育所に備付の「保育時間延長届」により、各保育所へお申込みください。

(2) 午後7時までの延長保育（有料）

市内全域からご利用いただけますが、「市保育所」へ入所していただいた上でご利用いただけるサービスです。

利用日	月～金曜日
時間	午前7時～午後7時まで
要件	保護者の方が、共働きによる就労や通勤に時間を要する等のやむを得ない事情があり、午後7時までの保育がどうしても必要と認められる場合
利用方法	入所申込時に保育所へお申込みください。
利用料金	通常保育料とは別に定めた保育料をいただきます。 (この料金は、光熱水費やおやつ代となります。)

上記(1)(2)とも買物や娯楽などの私的な理由による場合、または一時的な利用はできませんのでご注意ください。

私立保育園については、各保育園で異なりますので入所申込時にご確認ください。

6) 入所当初の保育時間

保育所（園）に通い始める児童は、集団生活に慣れるためにどうしても一定期間かかるのが通例です。このため、新しく入所される児童に限り、2週間程度短時間（お昼すぎまで）の保育となります。ただし、勤務等の関係で短時間の保育が不都合の場合は、各保育所にご相談ください。

7) 休所（園）日

日曜日・祝日・振替休日・年末年始（12月29日～1月3日）

4 保育所広域入所の手続き

広域入所は、市外の保育所（園）へ入所しなければならない相当な理由があり、かつ入所を希望する保育所（園）が所在する市町村が認めた場合に入所できます。

広域入所の流れとしては、申込書提出の後、南あわじ市における審査、入所を希望する保育所（園）が所在する市町村での審査を経て、南あわじ市と入所先市町村との間で委託契約を締結し、南あわじ市から委託料を支払うこととなります。

5 保育料

1) 保育料の算定方法

保育料は、父母の前年分の所得税額及び前年度の市民税額に応じて決定します。祖父母等が入所児童を税や健康保険上扶養していたり、生計の中心者である場合は祖父母等の税額も合算します。所得税課税世帯については、所得税の税額により、所得税非課税世帯については、市町村民税の課税・非課税の区分により保育料が算定されます。保育料を決定する際、「配当控除」「外国税額控除」「寄付金控除」「住宅借入金等特別控除」「特定増改築等に係る住宅借入金等の所得税額特別控除」等については適用しませんので、これらの控除前の税額で保育料を算定することになります。また、平成 22 年度の税制改正において年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止による保育料の算定に与える影響を可能な限り生じないようにする為、扶養控除見直し前の旧税額で保育料を算定します。

2) 保育料徴収基準額

保育料の各階層の額については、国の基準や保育経費等を考慮し決定する予定です。（参考までに平成 24 年度保育料徴収基準額一覧を P.11 に掲載しています）

3) 2 子目以降の入所児童にかかる保育料

入所児童が同一世帯の義務教育終了前の者から数え、第 2 子目以降の 3 歳児以上である場合は、保育料を 0 円とします。この場合、給食費として、月額 5,000 円を保育料に加算して納付いただきます。

4) 保育料の決定

保育料の決定は 7 月初旬を予定しております。4～6 月分の保育料は、前年度（前々年分）所得等を参考にした暫定保育料となります。保育料の決定後、差額が生じた場合は 7 月以降の月々の保育料で差額調整します。所得税額がわかる書類の提出がないと、保育料の算定ができず、最高額に決定する場合がありますので必ず提出してください。

5) 保育料・給食費の徴収日

毎月 25 日（金融機関が休みの場合はその後日）、指定の金融機関より口座振替します。期日までに保育料・給食費を納付していただける預金を準備願います。

6) 保育料とクラス年齢

保育料はクラス年齢で算定し、年の途中で年齢が変わっても年度中の保育料等は変わりません。

年間の保育料は次のとおりです。

表9 徴収保育料・運営費

単位:円

種別	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	調定保育料	調定保育料	調定保育料
私立保育料	33,732,250	33,239,500	38,738,250
私立保育料(過)	1,354,980	1,421,980	1,496,500
公立保育料	178,004,250	171,495,450	165,311,450
公立保育料(過)	1,020,340	1,778,620	531,680
一時保育料	2,260,920	1,917,210	2,889,890
一時保育料(過)	0	34,120	0
延長保育料	1,165,200	915,600	831,000
延長保育料(過)	0	0	0
給食費	34,050,000	33,950,000	33,010,000
給食費(過)	74,500	150,000	70,000
合計	251,662,440	244,902,480	242,878,770

6 公立保育所の職員数

公立保育所の職員数は、合併後167人で平成25年4月1日現在では、180人となっている。園児の入所人数は減っているが、職員が増加した要因は、0～2歳児の入所人数が増加及び発達障害児等の1対1または複数加配に配置した保育士の増によるものです。正規職員の定年等退職による職員調整は、嘱託・臨時職員の採用により確保している。但し、平成25年度は正規職員(保育士)2名採用しているが、退職者が多いため減となっている。

表10 保育所職員数の比較

単位:人

	平成17年1月11日(合併時)	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成25年4月1日	
正規職員	所長	13	13	13	13	13	12	13
	保育士	58	61	57	55	53	51	49
	調理師	8	6	3	3	2	1	1
	小計	79	80	73	71	68	64	63
臨時等	嘱託保育士	54	56	61	62	67	62	58
	臨時保育士	10	14	14	15	18	23	27
	嘱託調理師	12	16	16	18	20	18	16
	臨時調理師	12	12	12	13	12	13	16
	小計	88	98	103	108	117	116	117
合計	167	178	176	179	185	180	180	

平成25年度確定保育料の決定について

保育料等決定通知書を別紙のとおり送付いたします。

保育所運営には、多額の経費を要し、保護者の皆様からの保育料・給食費は、市税とともに保育所運営の大切な財源です。保育料の納入等については下記の通りとなりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

記

保育料及び給食費のお支払い

毎月25日に金融機関口座振替によりお支払いいただきます。(金融機関が休みの場合はその後日)
必ず前日までに指定口座へ入金してください。

保育料等の滞納について

- ・保育料等を2ヵ月以上滞納すると、保育所や自宅に職員が訪問し直接面談いたします。
- ・支払方法を相談されたい方は、市役所福祉課母子児童福祉係(緑庁舎)に事前連絡のうえお越してください。
- ・滞納のある方については、児童手当が支給された際に支払いをお願いします。(児童手当は、子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもと支給されるものですので、子どもの育ちにかかる費用である保育料等を滞納しながら、児童手当を子どもの健やかな育ちと関係ない用途に用いられたとすれば、法の趣旨にそぐわないものとなりますので、その趣旨について十分ご理解をいただきますようお願いいたします。)
- ・保育料の滞納が長期にわたる場合は、児童が退所しなければならないだけでなく、法律に基づき差し押さえ等の処分を受けることがあります。

6月以降の申告により所得税額が変更となる場合について

市役所福祉課母子児童福祉係(緑庁舎)に事前連絡ののち、以下の物をお持ちのうえお越してください。

- (1) 申告書提出先(税務署又は税務課)の受付印を押印した申告書等の控え(写)
- (2) 印鑑

入所・入園後の手続きについて

1. 市内の別の保育所(園)へ入所する場合

- ・毎月初日からの入所となり、月の途中で変更することはできません。
- ・入所月の前月15日頃までに「保育所入所申込書」と必要書類を添えて、入所を希望する保育所へ提出してください。申込書の中央上隅に、現在入所中の保育所名を記入し、その横に(転所)と記入してください。

2. 退所について

- ・退所する月の前月15日までに「保育所退所届」を入所中の保育所へ提出してください。

3. 欠席について

- ・保育所を欠席される場合は、お早めに保育所へご連絡ください。



4. その他の変更について

- ・入所申込書に記載した内容に変更が生じた場合(離婚・結婚等による保護者の変更、住所変更、世帯構成等の変更、生計中心者の変更など)は、すみやかに「入所申込書記載事項変更届」を入所中の保育所へ提出してください。保育料に影響が出る場合がありますのでお早めに提出ください。
- ・勤務先等が変更になった場合は、新しい勤務先の「勤務証明書」を保育所に提出してください。

保育料徴収基準額表（平成25年4月1日現在）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準月額（年齢は平成25年4月1日現在）		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）等	0円	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～8階層を除き、平成24年度の市民税の額が次の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層		市民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、平成24年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が次に該当する世帯	40,000円未満	28,000円	22,000円
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	37,000円	30,000円
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	41,500円	33,000円
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	45,000円	36,000円
第8階層		734,000円以上	48,000円	39,000円

1. この表の第3階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7（寄附金税額控除）第314条の8（外国税額控除）同法附則第5条第3項（配当控除）及び第5条の4第6項（住宅借入金等特別税額控除）の規定は適用しません。

2. この表の第4～8階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいいます。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しません。

- (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）（寄附金控除〔国または地方公共団体、共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金〕）第92条第1項（配当控除）第95条第1項、第2項及び第3項（外国税額控除）
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項（住宅借入金等特別控除）第41条の19の2第1項（住宅耐震改修特別控除）第41条の19の3第1項及び第2項（住宅特定改修特別税額控除）第41条の19の4第1項及び第2項（認定長期優良住宅新築等特別税額控除）並びに第41条の19の5第1項（電子証明書等特別控除）
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条（住宅取得等特別控除経過措置）

3. 平成22年度の税制改正において年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止による保育料の算定に与える影響を可能な限り生じないようにする為、扶養控除見直し前の旧税額により保育料を算定する。

4. 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、第2・3階層に認定された場合は、【別表1】に掲げる徴収基準額とします。

- (1) 「母子世帯等」・・・母子及び寡婦福祉法第17条（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯
 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けたもの
 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けたもの
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの
 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

【別表1】

階層区分	徴収基準月額（年齢は平成25年4月1日現在）		
	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
第2階層	0円	0円	0円
第3階層	18,500円	15,500円	15,500円

5. 入所児童が同一世帯の義務教育終了前の者から数え、第2子目以降の3歳児以上である場合は、徴収金基準月額を0円とします。

6. 第2階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合（5に該当する児童を除く）において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とします。

ただし、児童の属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第3欄については、4に掲げる徴収金基準額により計算して得た額とします。

【別表2】	第1欄	第2欄	第3欄
第2～第8階層に属する世帯	ア	最も徴収基準額が高い児童 （最も徴収基準額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収基準額表に定める額
	イ	ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童 （最も徴収基準額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収基準額表に定める額×0.5
	ウ	上記以外の児童	徴収基準額表に定める額×0.1

7. 5に掲げる児童については、給食費として、月額5,000円を保育料に加算し徴収します。ただし、児童の属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層については、給食費を0円とします。

市内保育所・保育園一覧

1. 市立保育所（園）

保育所・園	所在地	電話番号	定員	受入年齢	備考
倭文保育園	倭文庄田 275 番地	46-0654	60	生後 10 ヶ月以上	
広田保育園	広田中筋 195 番地 1	45-0040	150	生後 10 ヶ月以上	
榎列保育所	榎列下幡多 432 番地	42-2392	90	生後 10 ヶ月以上	
二宮保育所	榎列松田 747 番地 3	42-5323	60	生後 1 歳以上	
八木保育所	八木鳥井 427 番地	42-0559	120	生後 10 ヶ月以上	
市 保 育 所	市三條 886 番地	42-0215	150	生後 10 ヶ月以上	平日延長保育（有料） 7:00～19:00
神代保育所	神代地頭方 1496 番地 1	42-1252	120	生後 10 ヶ月以上	
志知保育所	志知佐礼尾 363 番地	42-3101	45	生後 10 ヶ月以上	一時保育有
ちどり保育所	福良乙 1198 番地 1	52-0344	90	生後 10 ヶ月以上	一時保育有
賀集保育所	賀集 1028 番地	54-0458	120	生後 1 歳以上	
北阿万保育所	北阿万新田中 57 番地 1	55-0075	90	生後 1 歳以上	
阿万保育所	阿万下町 41 番地	55-0133	90	生後 1 歳以上	
灘 保 育 所	灘土生 130 番地	56-0130	30	生後 1 歳以上	平成 24 年度は休園中

通常の保育時間は、平日 8:00～16:00、土曜日 8:00～12:00 です。ただし、必要のある方限り、平日午後 6 時までの保育時間の延長があります。（灘保育所は、平日午後 5 時まで）

2. 私立保育園

保育所・園	所在地	電話番号	定員	受入年齢	備考
松帆北保育園	松帆櫛田 198 番地	36-2410	40	生後 2 ヶ月以上	月～土 7:30～18:30 平日延長保育（有料） 18:30～19:00
松帆南保育園	松帆高屋 192 番地	36-2344	120	生後 2 ヶ月以上	月～土 7:30～18:30 平日延長保育（有料） 18:30～19:00
福良保育園	福良甲 496 番地 1	52-0252	50	生後 10 ヶ月以上	平 日 7:45～16:00（～18:00） 土曜日 7:45～16:00
ぬしま保育園	沼島 2484 番地	57-0021	20	生後 3 ヶ月以上	平 日 8:15～16:15（～17:00） 土曜日 8:15～12:15



保育所入所についてのご相談は
入所希望の保育所（園）または 福祉課へ
 福祉課：南あわじ市広田広田 1064（緑庁舎内）
 TEL 0799-44-3002



